

黎明期学習院の学制変遷と華族像の競合

—華族会館設立から学習院第一次改革まで—

金子 元

はじめに^[1]

明治初期の華族についての研究は、つとに大久保利謙『華族制の創出』（吉川弘文館、1993年）が包括的な検討を加えていたものの、いくつかの例外を除いてその後しばらく低調であった^[2]。しかし近年、刑部芳則『明治国家の服制と華族』（同、2012年）、久保正明『明治国家形成と華族』（同、2015年）という重要な成果が次々に刊行され、とみに活性化した。両書は未公開史料を駆使し、華族制度形成について大久保説とは異なる議論の構成を試みた。以下、各説を簡単に整理し、問題の所在を明らかにしたい。

大久保氏は明治初期における華族会館の設立を、将来上院議員として議会政治の一翼を担うという華族の政治意識の覚醒によるものとし、これに対して華族の政治化を警戒した岩倉具視は会館の「独裁」的運営によって華族を統制し、華族会館は政治性を払拭した社交の場となったと結論付けた。

刑部氏は大久保説に対して、岩倉も華族の政治参加を促し、議事院構想を抱いていたと批判した。刑部氏によれば華族会館が上院の原型としてまとまらなかった原因は岩倉による統制の結果というよりも、会館の意義が明示されなかったことと会館運営が発起人を中心とした一部華族に限定されていたことへの不満にあったと論じる^[3]。

また久保氏は、刑部氏とは別の角度から大久保説と異なる議論を提出した。華族会館の設立はむしろ岩倉と協調して華族の一体化を企図する運動であったが、多くの華族の反応は鈍いものであった。会館は「会議」の開催によって活動の活性化を試みたがその効果は持続せず、最終的に岩倉は勅諭に基づいて天皇の権威によって華族をまとめあげた、という^[4]。

上記の諸説が提起されるなかで、本稿は、「会議」を重んじた華族会館発起人らと、そのような華族の政治化を危惧した岩倉（および在官華族）との対立がやはり根底にあると考える。つまり結果的に大久保説に近い立場をとる。それは刑部・久保両氏の説に以下の視点が欠けていることと関係する。

第一に、華族たちの意図について、政治思想の視点からの検討がほぼなされていない。彼らがどのような理念に共感し、また反発したのか、その思想の内容に分け入って考察を行わ

なければその行動についても十分な理解を得ることは困難であろう。華族会館の設立発起人たちと岩倉との対立関係を把握できないのはそのためである。

第二に、華族の教育機関としての学習院が本格的に検討されていない。華族がいかなる役割を担うと考えるかということは華族にいかなる教育を施すかということと密接不可分な関係にあらう。

大久保説は少なくとも上記二点を踏まえた上で提出されていた。とはいえ大久保説に全く問題がないという訳ではもちろんない。特に岩倉の思想について、幕末期から一貫して「公家王政復古論者」であったという理解は硬直的と言わざるをえない^[5]。岩倉を単なる「復古論者」と規定すると、例えば本稿で後述するような福沢諭吉との連携を説明できない。

本稿は以上の問題を踏まえて、明治期学習院の設立と教育理念の変遷が、華族の在り方の模索を示すものであったということを、政治思想史の観点も踏まえつつ論じる。対象とする時期は明治6（1873）年に生じた華族会館成立運動から明治12（1879）年の渡辺洪基による第一次学制改革までである。学習院は明治17（1884）年の官立化に至るまで数度の制度改革や問題に直面しており、それぞれが華族の在り方の模索と深く関係するが、紙幅の都合上、明治12年以降は別稿で論じることとする。

あらかじめ本稿の概要を示しておく、第1章では華族たちを将来的に上院議員として議会政治を担うに足る存在とするべく結集した華族会館の設立と、会館の方針に対する岩倉ら官華族からの批判を取り上げて、両者が顕在的・潜在的に対立的な関係にある構造を示し、学習院が、華族会館発起人らの望む、子弟に議員にふさわしい智識を修得させるという教育方針と、文部省による統一的な教育行政との軋轢のなかで設立されたことを明らかにする。第2章では渡辺洪基の第一次学習院改革によって目指された華族の軍事化が、華族の政治化を危惧する岩倉の指示によるものと推定し、福沢諭吉は独自の視点からこれに協力したことを論じる。

以下、まず学習院の母体となった華族会館の成立から考察を開始する。すでに多くの研究が論じており、多くの事実が明らかにされた部分ではあるが、それだけに本質的な流れがかえって見えにくくなっているようにも思われる。そのため敢えてこの部分の整理からはじめたい。

1. 華族会館と学習院

1. 華族会館設立の理想

華族会館設立の契機は、明治4年10月に華族らに対して下された勅諭とされる^[6]。このなかで華族は「国民中貴重ノ地位ニ居リ、衆庶ノ矚目スル所」であるため、率先して「智ヲ

開キオヲ研」かなければならない。具体的には「有用ノ学ヲ修メ」,「外国へ留学シ」,「実地ノ学ヲ講スル」ことである。ここによく注意して勤勉に努力すれば「富強ノ基随テ立,列国ニ並馳スル」ことも困難ではないと、華族たちを鼓舞している。

これを受けて明治6年12月,正親町公董・五条為栄・壬生基修・平松時厚・河鱒実文(以上公卿)・秋月種樹(旧日向高鍋藩主)・山内豊誠(旧土佐新田藩主)を發起人とした通款社が結成される。前五者は公卿,後二者は諸侯と出自は異なるが,いずれも中堅層の華族である。彼らの中心となったのは留学を経験した河鱒と秋月で,イギリスにおける貴族制度に刺激を受け,日本の華族もこれに倣って国家に貢献しなければならないという考えを共有していた。發起人となった華族のほかに,やはりイギリスで法律を学んだ尾崎(戸田)三良が彼らをサポートした^[7]。

通款社は結成に伴い会則を定め,同志を募る「稟告」を公にした^[8]。この「稟告」に通款社結成の理念がよく表れている。「稟告」にみえる彼らの主張を要約すると次のようになる。国政に「一君独裁」,「立君定裁」,「共和政治」の違いがあっても,その目的は「人民ノ権利ヲ保護シ」,「其天稟ノオカヲ教育拡充シ各其業ニ安」んぜしめるという点で共通している。このために国は学校を建て民法や刑法を定めるのだが,それでもなお至らない部分がある。それを補うために西洋では民間で大中小さまざまな「会社」を結成している。ここで「会社」とは結社(association, society)のことを指すのであろう。教育をはじめ商業,農業,医学,宣教,勧工,道路,建築,地質,鉱山,天文等,あらゆる分野で「会社」を結成してそれぞれの進歩発展を図るものとされている。華族は(先の勅諭にあるように)「国民中貴重ノ地位ニ立チ衆庶ノ瞩目スル所」として,率先してこの「会社」を結成し,「政法ノ一部分ヲ補ヒ」,華族の職分を尽さねばならない。こうして結成されたのが通款社である。その結成については,およそ半年前に結成された明六社に触発された面もあったのかもしれないが,ともかく注目すべきは彼らがここで目的としたのが「政法ノ一部分ヲ補」うことであった点である。イギリス留学経験のあるメンバーが中心となり,将来的には上院議員として国政に参加することを目指していたと考えられる。

翌明治7年1月に通款社は華族の智識の向上のため,書籍館建設を計画する^[9]。これは「当時衆華族ニ向ヒ衆議討論等ノコトヲ説カバ或ハ其新奇ナルニ驚キ,又ハ政府ノ忌避ニ触レンコトヲ恐レ,同意スル者少ナカラコトヲ慮リ,先ヅ書籍館建設ノコトヲ以テ之ヲ誘導セント欲スルノ微意」であるという^[10]。彼らは三条実美と岩倉具視の許可を得て他の華族に大々的に広告し,協力を得ようとした。これに賛同した岩倉は,麴香間祇候の華族も通款社と相通ずる会合を持っていることを告げ,両グループが合併共同して事にあたるように助言した。

麁香間祇候とは明治2年に天皇が国事を諮るため、前議定の蜂須賀茂韶ら6名の華族に京都御所内の麁香間への出仕を命じたことで生まれた役職で、公家・武家ともに高位・大身の大華族である。彼らは通款社とほぼ同時期に麁香間祇候会議という会合を持っていたことが、伊達宗城の日記に記されている^[11]。

麁香間祇候のメンバーは、明治6年11月4日に木戸孝允の仲介で高輪の毛利邸において明六社の知識人、西村茂樹と面会し、上院議院開設構想を提案されるが、士族中心の上院構想を提案した西村とはほどなくして物別れに終わり^[12]、その後、森有礼の助けを借りて明治6年末から翌7年1月にかけて15条にわたる麁香間祇候会議の「趣旨」と「規則案」を起草していた^[13]。発起人は中山忠能、松平慶永、嵯峨実愛、大原重徳、中御門経之、伊達宗城、池田慶徳の七名である。「趣旨」の大意を以下に摘記する。

西洋各国ニ於テモ共和政治ヲ除クノ外、必貴族アリ。殊ニ英国ハ居多ノ貴族アツテ諸科ノ學術ヲ研窮シ法律ヲ練達シテ「パルレメント」（割注：議事院）ニ会同シ立法ノ権ヲ握、全国ヲ維持シ王室ヲ保護スル皆貴族ノ職務タリ。……我国華族ノ如キ概シテ之ヲ言ハバ皆徒手素餐、毫モ国家ニ裨益アルコトナシ。士族・平民ノ上ニ位シ、才識共ニ士民ノ下ニ出ヅ。……我輩年已老才驚識劣ナリトイヘドモ、自今発奮勉励シテ諸君ト共ニ会議ヲ興シ、言ヲ慎、行ヲ省ミ、法律ノ学、「ハルレメント」ノ道理其他貴族ノ義務トナスベキコトヲ博学多識実着有名人ニ就キ之ヲ講窮シ、智識ヲ補充セント欲ス。

また、「規則案」は、「趣旨」を具体化する手段として、「博識ノ学士」を招聘して講義をさせ、「諸邦ノ典籍及ヒ新聞紙」といった「有用ノ書」を網羅的に収集する施設を開き、その運営は「役員ヲ撰任シ共和熟議一定ノ法ニ従フ」ものとされていた。

ここにみえるように、麁香間祇候の華族たちは、通款社の華族たちと同じくイギリスをモデルとして智識を得ることを目的としているが、将来開設されるであろう議会において、上院議員として「立法ノ権ヲ握」という目標を鮮明にしており、また運営を話し合いで行うという際に「共和」という語を用いている点が興味深い。なお、『華族会館誌』にもほぼ同じ文を掲載するが、「共和熟議一定ノ法」の文言は「衆議一定ノ法度」に改められている^[14]。

さて、岩倉の仲介によって邂逅を果たした両グループは、方向性の一致を確認し、明治7年2月4日の合同会議で「華族大会館」の建設を決定し、「仮規則」の議定を行った^[15]。これによって施設の名称を「華族大会館」とし「会議局・書籍局・講義局・少年勉学局・翻訳局・雑務局・会食所」の諸局を設置すること、家禄高に応じて運営資金を供出することとされた。特に「会議局」が新たに筆頭に掲げられ、そこで「在職非職ヲ論ゼズ有志ノ者集会シ

議題ニ就テ事理ヲ弁論審明スル」「総会議」を開くという点が注目される。これは議会開設を見越した模擬議会である。また、会館の運営については「職員会議」の制度を設け、麝香問祇候会議の「規則案」と同様に「評議」で行われるとされた点にも注意を喚起しておきたい。「仮規則」体制をまとめると表1,2のようになる。

表1 華族大会館各局の役割 (明治7年2月)

会議局	総会議：在職非職ヲ論ゼズ有志ノ者集会シ議題ニ就テ事理ヲ弁論審明スル 職員会議：館中職員相会シテ万般ノ事務ヲ評議スル
書籍局	同族就学ノ為メニ広ク和漢洋ノ書籍ヲ蒐集シ展開ニ供スル
講義局	法律学及ヒ其他華族ノ義務トスベキコトヲ博学多識ノ人ニ就キ講究スル
勉学局	壮年ノ華族子弟ヲ教育スル
翻訳局	内外ノ書籍及ヒ新聞紙中ヨリ有益ノ者ヲ撰抜翻訳シ華族就学ノ用ニ供シ且ツ世上一般ノ利益ニ供スル
雑務局	会計書記幹事等平常出頭シテ館中一切ノ諸務ヲ掌理スル

表2 華族大会館各局職制 (明治7年2月)

(館 事)		幹事長	幹事	書記 会計方	書記属 会計属	雑 仕
会議局	職員会議	会頭	議員	書記		
	総会議	会長	書記	議員		
書籍局		書籍監長 (幹事あるいは書記と兼任)	書籍監			
講義局		講義師	早書書記			
勉学局		教頭 和漢学一名 西洋学一名	助教 (同左)			
翻訳局		翻訳方 (教頭・助教と兼務)	筆生			
雑務局						

仮規則を議定した後、会館発起人たちは分担して会館創設の主旨を他の華族たちに説明し、理解を求めた^[16]。しかし発起人の方針に対しては様々な立場から異論が呈された。

その原因のひとつは、会館が「会議」と「智識」という両義的性格を帯びていたためである。華族会館は将来の上院開設を見越して智識を研鑽することを志した。その意味で「会議」と「智識」は決して矛盾するものではない。しかし、会館の性格として、「会議」の契機が強調されれば急進的なものとなり、「智識」の側面が強調されれば漸進的なものとなる。これが会館の主目的を不明確にした。発起人たちは政府に配慮してまず「智識」を強調した

のだが、たとえば瀧脇信敏（旧上総桜井藩主）・蒔田広孝（旧備中浅尾藩主）は、明治7年4月、連名で意見書を提出し、「会議」を開かないのは「姑息」で「迂遠」だという批判を展開した^[17]。

さらに「会議」の性格をどう考えるかという点でも対立があった。会館発起人はしばしば「共和」の語を用いたが、これに対して危惧を抱く者もいた。発起人たちのいう「共和」は国政における共和主義というよりも、むしろ会館の運営において、衆議によって物事を決するという意味で用いられており、現代でいえば「民主主義的」とでも称するものだろう。彼らは衆議によって物事を決めることを単なる手段ではなく、なにがしか価値のあるものだと考えているようだ。それはしかし国政と全く無縁のものでもなかろう。華族会館とは直接関わらないが、同時代の共和主義概念の理解を示すものとして、久米邦武編『特命全権大使米欧回覧実記』（博文社、明治9年識語、明治11年刊）がある。周知のように岩倉使節団による米欧の見聞記であるが、同書ではヨーロッパにおける政治の性格について、以下のようにまとめている。

欧洲ノ政治ヲ総ベテ、之ヲ論ズルニ、全ク東洋ノ政治ト別種ナリ。欧洲人ノ性稟ニハ尽ク会社団結ノ気風ヲ具有ス。是全ク東洋人種ニナキ所タリ、故ニ欧洲ノ政俗ハ、細ニ分析スルニ、大ハ一國ノ政体ヨリ、州ト分レ、県ト分レ、郡ト分レテ、小ハ村邑ノ分割ニ帰スルマデ、尽ク会社ノ性質ニテ結晶ス……会社ノ連結ハ欧洲人徹底ノ気風ニテ、主長ヲ公擧スルヨリ、共和治ヲ生ジ、之ヲ世襲スルヨリ君主治ヲ立ル、其体面ハ大ニ異ナルモ、会社ノ性質ト大同小異ニスギズ……主長ニ力量大ナレバ、会社ミナ其制ヲ甘ンジ、社員ニ人物多ケレバ、主長ヲ制御スル力モ強シ。因テ専治トナリ、〔君民〕同治トナリ、共和トナル^[18]。

西洋は「会社」の性質によって国政の在り方も変わってくる。トップが強力な組織であれば君主政に、「社員」が強力であれば共和政になるというのである。ここで先に紹介した通款社の「稟告」が西洋では「政法」を補うものとしてあらゆる分野で「会社」を作っており、通款社もそれに倣って結成すると述べていたことを想起されたい。通款社「稟告」のいう「会社」とは association のことであった。『米欧回覧実記』のいう「会社」が association のことを指すのか company のことを指すのか不分明ではあるものの、社会の諸集団のあり方と国政のあり方が密接に関連すると考えられている点では共通している。それでは発起人たちが天皇を廃するという具体的な国制として「共和」を考えていたかということ、どうもそうではないようだ。発起人たちは、国家・社会双方が、独立した主体によって営まれるという

理念や精神として「共和」を観念していたように思われる^[19]。

これに反対する考えとして、有馬頼咸（旧久留米藩主）は明治7年3月16日に次のような意見書を出した^[20]。

華族である旧諸侯は「身体筋骨五臟六腑悉ク驕慢」であり、これに統制を加えるには、「共和」では不可能である。

華族モ其自由ヲ束縛セザレバ之ヲ統一スル能ハザルベシ。故ニ暫ク組頭ヲ立テ之ヲ束縛シ旧習ヲ抑ヘ之ヲ一定セシムルニ如カズ。又保続金ハ之ヲ毎年官ニ納レ役員月給ヨリ其他諸費ニ至ルマデ官費トセザレバ、百軍皆私ニ出デ異論ノ階トナリ永続ノ会計ニアラズ。案ズルニ我ガ皇国本ヨリ君主専制ヲ以テ立ツ。共和ヲ以テ立ツニ非ラズ。故ニ今日開化ノ時ナルモ、共和ヲ以テ建設スル所ノ学社商社、往々異論ヲ生シテ閉社スルモノアリ。況ヤ堂々タル一大館ヲ興シ四百余ノ華族ヲ統一セントス、豈共和ヲ以テナス可ケンヤ。

「専制」の立場を標榜する有馬もまた、「共和」や「専制」を国政・社会双方に関わる概念と考えている点が興味深い。

2. 在官華族による華族会館運営方針への干渉

会館の一連の動きに対して、官吏として政府の役職についていた華族らは危惧の念を強めた。明治7年5月6日、岩倉具視・島津久光・三条実美ら三大臣および在官華族20名は、柳原前光を総代として会館に金千円と書簡を提出した^[21]。書簡で表向き会館発起人らによる華族会館創立事業を「感佩ニ堪ヘズ」と称賛したものの、眼目は付随した「見込書」と称する文書で「仮規則」に対する疑義を七条にわたって呈する所にあった。これも今まで多く取り上げられてきたものであるが、行論の都合上、改めて要点を確認しておく^[22]。

まず第一条、会館の運営について、「会館建設方法全備ノ後」に「公撰投票」を行い、役員を決めることになっているが、「方法全備」の期限はまだ定まっておらず、その間「唯十余ノ人主唱ノ意見」のみによって事を運ばば他の数百人を含めた華族全体の「公議」を反映しない恐れがある。しかし直ちに公選を行って現段階で方針が変化するのも不都合なので、さしあたりその問題点を華族全体に示した上で現状での運営許可を取るべきである。「唯十余ノ人」とは会館発起人を中心としたメンバーのことを指すのであろう。

第二条は「会議」批判である。会議局は総会議と職員会議の二つがあるが、総会議に関しては華族が「時務ニ通曉」しているとは言い難いので、総会議で「政事時勢」を論じても「空論ニ流レ、帰着スル所」はないだろう。またイギリスの制度に倣って「貴族」であ

るというだけで「議員ニ居リ立法ノ権ヲ有スルヲ模擬スル」というのは政府の公設機関でない現状では「私局」に過ぎず、「公権ヲ干犯」することになり、「帝室ヲ翼戴スルノ正理」に違ふこととなる。会館の「本主意」は「学識ヲ講究切磋商」することであったはずなので、総会議は「他日智識進歩ノ後」、「漸次ニ開ク」べきである。職員会議については館中の事務を議するものであるから、開くのは当然で、わざわざ仮規則に載せるようなものではない。

第三条は職制について、「幹事長」・「幹事」が会館の責任者のポジションにあり、「会長」は総会議の議長に過ぎないが、「幹事」というのは「総轄スル者」の名としてはふさわしくない。「各局ヲ監督シ同族ヲ率キ本館盛衰ノ責ニ任ズル」公選の「会館長」という地位を置くべきである。

第四条、書籍局について、「学識研究」の要となる部署だが、一度に四万円を費やすのは「無遠慮」である。華族に「洋文」を解する者は少ないので、さしあたり華族が現有している書籍を集めて少しずつ充実させていくべきである。

第五条、講義局について。ひと月に12回「博識者」に就学して「西洋法律」などの学問を研究するのは「美挙」とはいえ現在の華族の多くは「浅学ノ輩」で「実益ヲ得ルコト」は稀であろう。さしあたり講義の回数を減らして「皇朝古今ノ法律制度」を会読し、進度に応じて着実に学習すべきである。

第六条、勉学局について、現在政府は「最モ心ヲ教育ニ注シ、普ク学校ヲ布クラ以テ務トシ」、「博学有志ノ徒」がすでに多くの学校を開校しているので、学問に志す者は既存の学校に入れるべきである。華族で固まって「他族」と交際しなければ世間知らずとなってしまう。

第七条、総じて仮規則は記述が「繁多ニ過ギ、且字句ノ妥当ナラザルヲ覚」える。まずは簡明にして「博学ノ人」に添削してもらって「規則略」を決め、後に会館運営を実地に経験したのちに衆議によって「本規則」を策定すべきである。

以上が「見込書」の内容である。会館発起人の「会議」・「共和」路線に転換を促していることは明らかであろう。これに対し会館はなるべく応じようとしたものの、完全に屈服するということもなかった。5月16日、発起人らが中心となり「見込書」の審議を行ったが、例えば、特に「会議」について、四条隆平は「会議ヲ開カズシテハ主旨ニ背戻セリ」と述べるなど、多くが「会議」が会館の根幹に関わるとの認識を示し、華族が一堂に会す「総会議」ではなく、せめて有志による「小会」を開くべきだという案でまとまった^[23]。岩倉具視関係文書の中には6月19日付華族会館名義の書簡が残されており、会館が「見込書」を受けて岩倉に行った報告の内容を知ることができる。

今般仮規則之儀ニ付館中追々異論有之諸件牴牾之廉不少、到底議論相纏マリ兼候ニ付而

者一己之私見ヲ捨更ニ博学卓識之人江尋究致度トノ趣意ニテ加藤弘之江諮詢相成副長并幹事共一同列席及反覆詳論致候処……仮規則ハト先廃止致シ更ニ別紙改案ノ通略ボ決評致候尤確定之儀ハ同盟之公論ヲ経テ相決候^[24]。

加藤弘之は明治7年の11月にはすでに会館から離れているので^[25]、この書簡は明治7年6月19日のものであると分かる。仮規則について館中から異論が続出し収拾がつかないので、「見込書」第七条にあるように「博学卓識之人」加藤弘之の力を借りながら改正規則案を作ったという。

書簡に付された「改正見込書」には第一条に「会館ヲ仮リニ勸学局ト見做シ、同盟ヲシテ学ヲ勸メ業ヲ励マシムルノ幹旋ヲ為スヲ以テ本館ノ主務トス」とあるように、研究教育機関として「智識」の側面を強く打ち出すと同時に、「会議」については第六条で次のように規定している。

会議ハ無用ノ空論ニ渉ルノ弊アリト雖モ、人材大成ノ日ヲ期セバマサ二十年ノ後ニアラントス。故ニ目今小会議ヲ開キ、華族ノ華族タル所以ヲ研究シ、其義務アルヲ知りテ一同協和国ニ尽シ、各其分ヲ知りテ踰越セシメザル為ニ開カンノミ。

「見込書」の批判に十分応えてあくまで「其分ヲ知りテ踰越セシメザル為」という目的で、5月に審議した通り小会議の開会は許すよう求めた。会館発起人たちは岩倉らに在官華族に配慮しつつも会館のレゾンデートルたる「会議」だけはどうしても残したかったのである。

しかしこの路線も最終的には岩倉らに在官華族の許容するところとならなかった。明治8年10月、岩倉らは天皇の行幸を仰いでその權威によって華族を従わせ、10月10日および13日に岩倉・三条・島津の三大臣名義で会館副長の壬生基修に柳原前光・徳大寺実則・東久世通禧を大臣代理として会館に派遣^[26]、さらに12月に「会館章程」を定めて表3のように改組した。

華族大会館構想時点の職制と比較した華族会館章程職制の基本的な特徴は、館長を頂点にした一級から十級までの等級付けとそれぞれの職掌の明確化にみることができる。「会議堂」については明治7年6月の「改正見込書」にあるように「小会議」が辛うじて維持された。こうしてみると岩倉たちは「会議」そのものよりも会館の「共和」的運営をむしろ問題視したようにも思われる。5月6日の「見込書」でいえば第三条に該当する論点である。

その後の明治9年4月19日、岩倉は無投票で館長の座に就く。これについて『華族会館誌』は次のように記述している。

表 3 華族会館章程による職制（明治 8 年 12 月）

	一級	二級	三級	四級	五級	以下略
本館	長	副長	特撰幹事 幹事	特撰議員 副幹事 二等幹事	副特撰議員 二等弁事 書記	
会議堂	議長		幹事 小会議議長	委員 小会議幹事	議員 書記 小会議書記	
分局			長	次長	司学 司計 一等教授	
学務局			長	次長	一等教授 一等監督	
書籍局			長	次長		
司計局			長	次長	計算監	
庶務局			長	次長		

初メ本館共和ヲ以テ立ツ。而シテ大臣代理専ラ館事ヲ督ス。此ニ至リテ衆議館長ヲ選挙シ更張スル所アラント欲ス。諸有志皆望ヲ右大臣岩倉氏ニ属ス。太政大臣三条氏乃チ柳原前光及ビ衆議員ニ謀リ、権宜ヲ以テ館長ノ投票ヲ停メ、岩倉氏ヲ推シテ館長トナシ、委スルニ独裁ノ權ヲ以テシ、三代理ノ委任ヲ解ク^[27]。

会館発起人たちは会館運営方針の転換自体が「共和」の「独裁」に対する敗北であると認識したのである。

大久保利謙氏は岩倉の政治思想の本質を公家王政復古論とし、岩倉が柳原を派遣し、独断で規則案を修正したと主張したのに対して^[28]、刑部芳則氏は、岩倉は議事院自体には賛成しており、また規則案については3月の時点から柳原・東久世・徳大寺ら官華族が会館発起人の中山忠能・嵯峨実愛らと話し合いを重ねており、岩倉が5月に柳原を会館に派遣して仮規則の修正を強行させたという大久保説は誤りだと指摘し、久保正明氏は見込書が発起人の方針に沿って会館を運営させるためのものだと解釈する^[29]。

確かに、岩倉は麝香問祇候会議を激励し、また通款社の構想を是として両グループの合併を仲介するなど、華族会館の創設に大きく貢献しており、その後も関与を続けている。しかし、問題は議事院の中身である。発起人たちは「会議」に価値を置き、「共和」の語でそれを理想化した。その背景にあるのはイギリスの立憲主義である。周知のようにイギリスの貴族は国王の忠実な「藩屏」に解消される存在ではない。自分たちの権利や自由が侵害され

ば国王と戦い、法による保障を勝ち取ってきた。発起人華族たちが理想としてきたのはそうした歴史を持つイギリスの貴族である。そしてその理念を学習するために書籍館に洋書を収集し、講師に洋学者を招聘することを計画した。明治7年4月30日付の伊達宗城の日記に記されている、秋月種樹がリストアップしたと考えられる講師候補は、加藤弘之・森有礼・箕作麟祥・尾崎三良・福沢諭吉・津田真道といった洋学者であり、「和学ノ議ハ特ニ本居、平田家学ヲ主張スル固陋偏見之輩ニテハ甚弊害有之歟ト存候」とされていた^[30]。

これに対し岩倉らは、将来的に議事院自体は作るにしても実現の時期は「他日智識進歩ノ後其処ヲ得テ漸次ニ開ク」ものとし、現時点で議会のまねごとをして「政事時勢」の「討論」をしても「空論」に過ぎないという。また学習すべきとされる智識は西洋の政治理念ではなく和漢書による「皇朝古今ノ法律制度」であるという。これを「復古」と断じることができないにしても漸進的という点において、会館発起人たちが求める理想とかけ離れていることは明らかだろう。

また岩倉は、確かに即座に直接華族会館の統制に乗り出してはいない。しかしそのことは会館側に合意していたことを意味しない。岩倉は、まず3月下旬の時点から柳原・東久世・徳大寺らに「尋問」させ、5月に「見込書」を通じて発起人らに翻意を促し、ついで柳原・東久世・徳大寺ら三代理を派遣し、発起人らと合議で事を運ばせている^[31]。三代理はいずれも「見込書」に連名した在官華族たちである。三代理と岩倉の間に会館の方針を軌道修正すべきであるという合意があったと見るのが自然であろう。また三代理が発起人らと合議の上改革を行ったというのも、なるべく華族たちに自発的に方針転換をさせたかったためであろう。介入するにしてもまずは自発的な翻意、ついで間接統治を試み、天皇の権威を背景に自ら統制に乗り出すのは最終手段としたかったのであろう。つまり華族会館の急進性を骨抜きにすることは岩倉らにとって揺るがない既定路線であったと考えられる。議事院や合議といった形式面にのみ着目し、その内実を考慮に入れなくては実態をつかむことはできない。結論として本稿は、岩倉の思想や手法の理解について修正が必要なものの、大枠としては大久保説が妥当と考える。

3. 立花種恭らの建学建議にみる草創期学習院の教育理念と文部省の教育政策

華族会館章程が定められた翌月の明治9年1月5日、大臣代理柳原前光は新年の祝辞で「宜ク速カニ学校ヲ建築シ大ニ学問ノ方法ヲ構スベシ」と述べた。同日に学務局次長石野基将も「学舎ヲ開キ大ニ学制ヲ齊ヘ」と学校開設の事に触れていることから、この時点で会館内において華族のための学校を開く議論が固まってきたことが分かる^[32]。これに呼応して、1月18日に第四部議員（特撰議員大原重徳・山内豊誠、補助加藤明実・内田正学ら）は20

名連名で「一学舎ヲ築キ学則ヲ立テ教師ヲ招クヨリ始ムベシ」という意見を提出し^[33]、翌1月19日に立花鑑寛（旧柳川藩主）・立花種恭（旧三池藩主）・加納久宜（旧上総一宮藩主）も連名で長文の建学建議と別冊の「華族学校設立大意」とを提出する^[34]。両立花家はすでに天正年間から分家していたが、もともと同系統の家柄で、戊辰戦争時に連絡を取り合っただけで官軍方についたという経緯があった。また加納久宜は三池立花家から養子に入っており、種恭の実弟にあたる。

このなかで特に立花らの建議がしばらく後の5月29日に議事に付され、学校設立が確定、6月7日に立花種恭・石野基将・山内豊誠・鍋島直彬らが新設学校の事務担当とされ、同13日に立花種恭が校長心得を命じられ、立花らの建議の方向で学校設立が進められ、後の開学にあたって立花は初代学習院長に就任する。

しかし教育機能を有する学務局が華族会館に存在するにもかかわらず、なぜ改めて華族のための学校を開かなくてはならなかったのだろうか。そしてそれまで華族会館に深く関与しておらず、しかも、かつては老中も勤めて徳川政権の中樞を担った立花種恭がなぜここで登用されたのだろうか。

立花の登用については、従来、その建議の内容が極めて具体的であったことがその理由として指摘されている^[35]。たしかに「華族学校設立大意」は、男女の教育の就学年限まで定めた具体的な構想であった。それではなぜ立花らはこのような具体的なプランを提出しえたのだろうか。これについては華族会館設立にかかわるもう一つの重大な問題がからんでいる。

その問題について踏み込む前に、まず立花らの建学建議の内容を確認しておこう。建学建議の概要は以下のようにまとめられる。

「他日元老院ヲ以テ自ラ任ジ彼ノ英国上院ト比肩シテ慙色ナカラシムル」ようにするという華族会館の設立趣旨自体は立花らも「切望スル所」であるが、「英国上院ノ宇内二名声アル所以」は「唯其議員タル者皆學術欠クル無ク智識余リアル」ためなので、華族は学問を極めなければならない。華族の教育についてはすでに勉学局があるが、「非常ノ責ヲ負シ、非常ノ義務ヲ尽サザル可ラザレバ、須ラク先ヅ非常ノ教育ヲ受ケ」なくてはならないので「西洋諸州貴族学校ノ規模ニ倣ヒ堂々タル華族学校ヲ興隆シ全盟ノ衆員ヲ本館ノ根源」とすることを主張している。つまり、立花らの建学建議は、通款社や麁香間祇候の華族たちが目指した路線の延長線上にあるといえる。

しかし、建学建議に付された別冊の設立大意の趣旨は以下のようなものであった。

此校ハ普通学科ト異ナルモノナシ。概スルニ教育ニ関スル万般ノ書器ヲ網羅シ此ニ入学スル者ヲシテ完然タル教育ヲ受テシムル所トス。惟フニ華族タルモノ必ズ一科専門ノ

学ヲ卒業シ以テ国家有用ノ良器トナラザル可カラズ。又特ニ時間ト財本トニ富ムヲ以テ苟モ事ニ学問ニ従ヘバ其良器トナルヲ得ルモ、亦甚タ難事ニ非ズトス。是レ英国貴族ノ智識以テ常人ニ卓越スル所ナリ。

つまり、建学建議が華族の役割に即した「非常の教育」を提唱した一方、建議の内容を具体化した設立大意の方では「普通学科ト異ナルモノ」ではないとしたのである。この矛盾をどのように理解すればよいのだろうか。

これについて注目すべきは、建学建議および設立大意の起草者に名を連ねている加納久宜の存在であろう。加納はこれより前、仮規則が議定された翌月の明治7年3月27日の時点で、華族会館設立に関して批判的な意見を提出していた。批判の内容は七カ条に及ぶが、その骨子は結局のところ以下の記述に集約される。

今也政府学制ヲ天下ニ頒布シテ全国ヲ七大学区ニ画シ、又之ヲ中小学区ニ部分シテ毎区学校ヲ設立シ、以テ不学無識ノ民ナカラシメンヲ期セリ……然ルニ公等一箇ノ書籍館ヲ設置シ、華族六歳以上ノ者ヲシテ之ニ入ラシメントスルハ反ツテ就学ノ便利ヲ失ハシムルニ幾シ^[36]。

つまり文部省の学制とは別個の教育制度を設けることに懸念を表明しているのである。加納は大学南校や村上英俊の塾などでフランス学修業を積んだ俊才で、後に鹿児島県知事や十五銀行取締役などを勤める人物だが、実は明治6年に辻新次の要請で文部官僚として官界入りし、明治10年まで文部省に在籍していた^[37]。立花らが具体的な建議を提出しえたのは、文部官僚であった加納の助力があったためだと考えられる。そして、加納が当初華族会館の教育的な役割を批判したのは、文部官僚としての立場からのものだったと考えられる。明治5年に「学制」を公布し、「一般ノ人民（華土族卒農工商及婦女子）必ズ邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期」して一律の教育制度を全国に敷いた文部省の立場からすれば、華族の特別な教育制度をそのまま容認することは決してできなかったのである。発起人側からすれば「会議」の急進性を緩和させるつもりでの教育機能が仇になった形である。

顧みればこの問題は明治7年5月の「見込書」第六条でも指摘されていた。そして岩倉文書中の明治7年6月18日付「改正見込書」のうち、先に掲げなかった第二条は以下の通りである。

最前ノ見込ニテハ、勉学局ヲ以テ学校ノ体裁ニ模擬シ、少年ヲ教育スルノ趣意ニ候処、

畢竟天下ノ学政ハ公私細大トナク文部省之ヲ管シ、^{〔ママ〕}偏ク学則ヲ布テ天下ノ学制ヲ一セントス。然ラバ勉学局ト雖モ亦同省ノ定規ニ拠ラザルコトヲ得ズ。果シテ文部ノ学則ニ拠ルトキハ、府下散在ノ官私校ト聊カ相異ナルコトナカル可シ。故ニ幼年ノ途ハ、必ズ先ヅ普通学校ニ入ラシメ、人民一般必ズ知ラザル可ラザル事ヲ学バシメ、而シテ漸ク成ルニ及テハ自己ノ稟性情願ニ任セ専ラ各科ヲ学バシメ、強テ拘制ヲ施スコトナケレバ更ニ一層ノ益ヲ得ルニ至ルベシ。

このように、文部省の教育政策と抵触しないように幼少期は会館ではなく既存の学校で教育させるべきだという指摘は繰り返されてきたのだ。学習院が開学してからも文部省とは衝突しないよう細心の注意が払われた。岩倉が学習院開学準備に際して大原重徳と立花種恭に渡したメモにも「文部省へ成丈ケ抵抗セザル様致スベキ含ミノ事」とある^[38]。

しかし華族会館の教育機能は明治8年12月の会館章程まで残存した。そして「見込書」および「改正見込書」のプランのように廃止されることはなく、学習院として独立する形で維持された。これは将来の「会議」の開設に備える「智識」を研鑽するために華族には独自の教育を施したいという華族会館発起人たちの意向と、しかし教育機関を華族会館内に残したままでは文部省の所管とならないということへの配慮をすり合わせた結果であると考えられる。

上記諸点から、なぜ立花らが具体的な華族学校大意を作成できたのか、そして、なぜそれが採用され立花種恭が初代学習院長となったのか、また、なぜ建学建議と設立大意との間に内容上の矛盾があったのかが明らかとなろう。立花らの建議と開校プランは文部官僚であった加納の助力によるもので、立花種恭の登用は実弟であった加納久宜を通じて文部省との密な連絡を期待されたためであり、建学建議と設立大意との矛盾は彼らの建議が「非常の教育」を求めた華族と平等な教育を志向した文部省との、妥協の産物であったことを示しているのである。

II. 渡辺洪基の学制改革と福沢諭吉「華族を武辺に導くの説」

1. 渡辺洪基の学制改革

明治11年10月、新たに設けられた学習院次長という役職に渡辺洪基が就任した。渡辺は慶應義塾で学んだ後、幕府医学所の句読師を勤めるなどしていたが、明治2年新政府に大学少助教として登用、翌年外務大録に転じ岩倉使節団にも随行した。後に帝大総長にも就任し、国家学会の創設にも寄与している^[39]。渡辺の起用は、おそらくは遣欧使節団後に親交を持った岩倉の意向によるものであろう^[40]。

渡辺は翌12年3月に「学習院改正趣旨」とともに新たな学制案を提出し、カリキュラムの全面的な改革を行った。以下に渡辺の改革案の精神を示す「学習院改正趣旨」の一部を掲げる。

……学習院ノ目的タル各科ヲ分任シテ各一科ヲ修スルノ学校ト同ラズ。華族挙衆学齡子女ノ志望ヲ助け其前途ヲ考へ之ニ答フル諸学科ヲ設ケザル可カラザル者ナリ。是実ニ難事トス。洪基按ズルニ華族ノ責ニ任ジ自ラ執ルベキノ業兵事ヲ以テ第一トス。兵官ハ身自ラ身命ヲ博シテ以テ国家ノ威權ヲ護シ国民ノ安全ヲ保ツノ責ニ任ズ。技芸アリト雖モ其志操高卓風彩衆望ヲ繫クニ足ラズンバ能其任ニ堪ヘズ。彼ノ學術ヲ以テ糊口ノ資トシ、父母ヲ養ヒ、妻子ヲ養育スルノミノ業ニ非ラズ。必ラズ自ラ既ニ人望アリ、資産アリ、其名譽ヲ好ンデ其任ヲ執ル者ニ非ズンバ能ハズ。是華族従来ノ教育人望資産其目的ニ最近シ唯至当ノ學術ナカル可カラズ。華族ニ海陸軍士官タルヲ勸奨シ学制亦タ其予備ヲ目的ノ一ニ置ク所以ナリ。次ヲ政治トス。是又意匠兵事ノ如クナラザル可カラズ。是レ政治学ヲ目的ノ一ニ置ク所以ナリ。次ニ経済ナリ。今ヤ華族本邦有産者ノ多分ヲ占ム。而シテ本邦物産置乏輸出輸入ヲ償ハズ、国家貧弱ニ陥ントス。宜ク有財者ハ自家ノ財ヲ理シ、敢テ無用ノ費ヲ為サズ、之ヲ興産ノ資ニ供シ、自家保存ノ基礎ヲ固クシ、国家ノ富強ヲ資ケ人民ノ安全幸福ヲ増殖セザル可カラズ。是レ経済ノ学ヲ要ス。且政治ヲ執ラントスルモ国家ノ経済其主要ニ居ル是レ経済学ヲ其目的ノ一トスル所以ナリ^[41]。

「学習院ノ目的タル各科ヲ分任シテ各一科ヲ修スルノ学校ト同ラズ」という文言が、先に挙げた「華族学校設立大意」の「此校ハ普通学科ト異ナルモノナシ……華族タルモノ必ズ一科専門ノ学ヲ卒業シ以テ国家有用ノ良器トナラザル可カラズ」という理念と正面から対立することは一読して明らかであろう。渡辺の改革案の趣旨は、学習院は一般の学校のように任意の一学科を専攻させるのではなく、華族の責務に則して必要な学科を修得させなければならないというものであった。具体的には「兵事」・「政治」・「経済」ということになる。

ここで第一に「兵事」が挙がっていることが注目される。これまで見てきたように、華族会館の創設から学習院の開学に至るまで、華族が身につけるべきは上院議員としてふさわしい「智識」であるとされてきた。渡辺の改革は政治学（および経済学）を修めることも推奨しているものの、あくまで「兵事」が主、「政治」・「経済」が従となっていること、また「兵事」のみならず「経済」と比べても「政治」についての記述が非常に淡泊である。

上の方針に基づいて実際にどのようなカリキュラムが実施されたのか、当時の時間割を見てみると、それまで課外科目とされた体操が、馬術・剣槍術・体操を週1時間ずつ計3時間、

正式な課程に組み込まれたことがわかる。これだけでは「兵事ヲ以テ第一ト」したという程のものでもないように思われる。しかしそれでも華族の側からかなりの抵抗を招くこととなった。渡辺の依頼を受けて学習院の衛生監督を担当した石黒忠恵は、カリキュラム改訂によって「華族の子弟にシヤツ一枚で荒々しい体操をさせては人品が下る、又万一負傷したらどうする」といった苦情が出たといい、また明治14年1月には渡辺の依頼で生徒の父兄らに対し「体操の必要」という講演を行ったと、後年に回顧している^[42]。

それではなぜ、このような抵抗を招いてまで学習院の教育理念は大きく軍事に舵を切ったのだろうか。

2. 福沢諭吉「華族を武辺に導くの説」と学習院学制改革

渡辺洪基の改革案が公にされる前月の明治12年2月7日、渡辺の師にあたる福沢諭吉は、華族会館館長の岩倉具視に書簡を送った。福沢はそのなかで「華族之事ニ付テハ、兼テ鄙見有之」と述べ、一通の建言書を同封した。それが「華族を武辺に導くの説」である^[43]。その内容は華族が軍事に従事するべきであるというもので、写しが山県有朋、西郷従道、川村純義らにも送られた。岩倉はこの建言書を印刷し、華族に頒布しようとしたが、福沢は政府の政策に干渉するものととられかねない内容であったため、写本という形で華族中主要な人物に送ることを希望した。その後、同年5月1日、岩倉は特撰幹事を招集して福沢の建議を彼らに示し、5月3日に写本を作成させた。

この福沢の華族武辺説は、従来、華族に軍事的性格を与えた端緒としてよく知られてきた^[44]。しかし、学習院改革を念頭に置くと、いささか解釈が変わってくる。また論説の内容そのものも華族の社会的意義を極めて特殊かつ限定的なものとしていることに注意がはらわれるべきであろう。

まず論説の内容について、当時の帝国主義全盛の国際情勢のなかで不可欠な「兵事」の担い手に華族がふさわしいというのが全体の趣旨である。しかし、福沢にとって「兵事」とは「殺奪の空气中に止むを得ざるの権道」であり、「尋常の道理外に在るもの」である^[45]。つまり、通常の社会とは異なる例外的な状況に関わるものである。

他方華族は、「国民の権利を平等にするの主義ならば、華族の名を設くるも固より無益なれども既に族名あり、又随て特典あるも之を妨とするに足らず」とされる^[46]。つまり「平等」の理念からみれば本来無益であるが、既に存在しているので例外的に認められる存在であるという。

福沢はこうした華族が有する「名望」や「財産」の見地から「兵事」に適していると論じるが^[47]、もっと消極的な点からも華族が「兵事」を担うべきだという。

今の華族中に学問を勉強する者甚だ少なからず。法学なり，理学なり，其志す所，美は則ち美なりと雖も，都て人生，事を為すに，本来無きものを造るは，既に有るものを利用するに若かず。方今日本の学問世界に於て，後進の輩が法学理学を研究するは何れも皆無きものを造るの道なり。此道場に於て共に其進歩を争ふときは，華族も平民も區別ある可らず。双方相互に拮抗して並び進むも結局並行に過ぎず。就学成業して社会に事を為すの日に至りても，僅に平等の地位を得るに過ぎず。況や華族は平生の生活豊かなるに過ぎ，之が為め却て身心の活潑力に乏しくして，尋常の学生と鋒を争ふこと能はざる者も多きに於てをや。必ずや学問の実力に兼て又別に依頼する所のもの無かるべからざるなり^[48]。

現在の華族の中に学問を志す者は多いが，華族が「法学」・「理学」といった学問を修得しても得るものはせいぜい平民と同じ地位に過ぎず，彼らの社会的なアドバンテージを有効的に活用できない。ましてや華族は恵まれた暮らしをしているために「身心の活潑力に乏しく」，平民出身の学生と互角に勉学を行うことは難しい。つまり学問に精を出す華族は多いがそれは無駄だというのだ。結論として「華族は政府の議政行政等の事をば暫く度外視して，講武護国的一方に身心を委ね」ることによって「華族の権勢は今日に百倍して日本国中の一大動力」になる，と福沢はいう^[49]。

この説を岩倉は高く評価し，主だった華族に示したが，多くはこれに反発した。当然であろう。これまで上院議員にふさわしい「智識」を身につけようとしてきた華族が，学問をするのが無駄であり，「議政行政」にも関与すると言われて反発しないわけがない。しかし岩倉はこの論説に沿って華族の軍事化を図った。それはなぜだろうか。

おそらく，華族の軍事化という方針は岩倉と渡辺に共有された既定路線であり，福沢はそれを援護する目的でこの論説を起稿したためである。まず時期から考えると，渡辺が学習院次長に就任したのが明治11年10月で，改革案を公にしたのが明治12年3月，福沢の華族武辺説が岩倉に送られたのが明治12年2月である。明治11年10月に就任して，福沢の論説が出るまでまさか渡辺が改革の準備を進めていなかったわけはあるまい。また福沢の論説が出てわずか1か月で改革案を完成させたわけでもなかろう。福沢は明治11年の末に渡辺に対して馬場辰猪と大河内輝剛を学習院で雇用するよう，二度にわたって書簡で依頼していた^[50]。その後の福沢と渡辺との交流を示す史料は確認できないが，馬場が明治12年9月4日から毎週月曜日に華族有志に対して「万法精理」（モンテスキュー『法の精神』）の講義を行うようになったことを考えると，福沢と渡辺が両者の斡旋を機に交渉を持ったことは十分に考えられる^[51]。

また、福沢の思想という点からみると、華族武辺説は福沢の華族論のなかで極めて異質である。もともと福沢は華族を地方の名望家として学校建設などに取り組み、文化的主体となることを期待していた。それは例えば、福沢が明治4年に旧藩主・奥平昌邁による中津市学校の開設に協力し、明治10年の『旧藩情』でも華族が各地方に学校を設立することを期待していたところなどにみることができる^[52]。確かに福沢はかつて『学問のすゝめ』で展開したような万国公法の普遍的な理念に基づく国際関係論を、明治9年の『文明論之概略』以来転換し、ナショナリズムに基づく対外関係論に傾斜していた^[53]。そしてそのナショナリズムを、「君臣の義」「先祖の由緒」「上下の名分」「本末の差別」といった、かつての封建社会の「モラル・タイ」を換骨奪胎することで強化することを主張した^[54]。福沢の華族武辺説はその流れに沿っているということ是可以である。

しかし福沢は華族武辺説の7年後の明治19年に再び華族を地方名望家と捉え、地方の殖産興業に投資することを呼びかけており、またその翌年の明治20年には旧藩地に学校の設立を計画した華族を絶賛している^[55]。福沢の華族論のベースにあるのは文化的主体であると考えべきである。

もっとも、華族が平民と同じ土俵で政治の主体たりえない（あるいは、であってはならない）、という点では、福沢の立場は華族武辺説でも一貫しているといえる。華族が注力するものが文化事業であるか、「兵事」であるかの違いがあるだけである。議論の本質的な部分を維持しつつ、周囲の状況に応じてその内容を柔軟に変化させるのは福沢の論説の特徴の一つといえるが^[56]、ここでもその手法を発揮したのだろう。

外務畑にいた渡辺洪基が岩倉とのコネクションで学習院次長に抜擢されたのは、渡辺に華族の役割について腹案があったためだと思われる。それが華族の軍事化であったのではないか。渡辺がそれまで滞在していたのはオーストリアとドイツであるが^[57]、プロイセンのユンカー制度などをヒントに華族の軍事化のアイデアを得たのではなかろうか^[58]。そして岩倉はそのアイデアに興味を示したのではないか。

開校期学習院の教育理念のひとつの柱は、上院議員にふさわしい「智識」を身につけることであった。当面は「智識」に重点が置かれているとはいえ、目標が議会とされていれば華族の政治化という潜在的な危険ははらんだままである。そもそも学問（science）は自由な議論によって発展するものであって、原理的に政治的な自由と親和性があると考えられる。しかし軍事という技術（art）に専念させるならば、政治から〈超然〉として皇室の藩屏という役割に特化させることができる。

他方、福沢からすれば、目標が文化であろうが軍事であろうが華族を国内政治から〈敬遠〉できればそれでよい。それはおそらく福沢が表向き主張するように華族が政治や学問に

向いていないというためだけではなく。むしろ華族が政治に関与することで伝統的な権威とあいまって再び力を持ち、「親の仇」とまで憎んだ「門閥制度」の要素が、明治の社会に再び現出することを恐れたのではないか。「華族を武辺に導くの説」の記述の端々からはそうした懸念も垣間見られる。ともあれ華族の軍事化という目標は、〈超然〉と〈敬遠〉の奇妙な符合に基づいて提示された。そしてそれは、まず明治12年の「学習院改正趣旨」で華族教育が「兵事ヲ以テ第一トス」という文言が盛り込まれるところから具体化したのである。

結びにかえて

本稿は以下の三点を明らかにした。第一に、従来はもっぱら華族教育の充実という観点から論じられていた学習院設立が、実は文部省の統一的な教育行政に配慮した結果であったこと。第二に、華族に軍事的な教育を施すという方針は、従来いわれてきたように福沢諭吉の論説「華族を武辺に導くの説」を起点としたものではなく、渡辺洪基と岩倉具視によってあらかじめ用意されていたものであり、福沢の論説はその方針を正当化するために執筆されたこと。そして第三に、上記二点の背景として、華族会館発起人を中心とする華族上院構想と、岩倉具視らに在官華族による華族の非政治化との間の駆け引きが存すること。すなわち、華族を来るべき議会政治において、上院議員としてふさわしい存在とすべく、西洋の政治・法律の智識を身につけさせるという発起人たちの基本方針と、華族の議会政治への関与を望ましいものとは考えず、智識を研鑽するにしても西洋の学問ではなく和漢の書物を学ぶべきである、という岩倉らの意見との対立の構図が、一連の動きの根底にあったこと、である。

前二者はともかく、最後の結論はさして目新しくはなく、それこそ大久保利謙説から大きく離れるものではないかもしれない。しかし、思想内容というところまで視野に入れば会館発起人たちと岩倉との対立の構図が存することは明らかであり、実態から離れた新説をことさらに提起することは歴史的事実の解明を困難にするだけだろう。

残された課題として、第一に渡辺の改革以降の明治13年から明治17年の学習院官立化および華族令制定までを一つの画期として検討する必要がある。なかでも旧安芸広島藩主で華族会館副館長でもあった浅野長勲の学制改革の動きが重要なものとして挙げられる。浅野は渡辺による第一次改革を激しく批判し、第一次改革の翌年に新たな改革案を提示した^[59]。その案は、漢学による道德教育を取り入れるものであり、一見すると会館発起人たちとは正反対の復古主義的な改革案である。

しかし他方で浅野は比較的民権派に近い考えを持っていたという指摘もなされている^[60]。また、和漢書に学ぶべきだと考えていた岩倉も、浅野の改革案に対しては消極的であった。

中江兆民の思想などに典型的にみられるように、明治期の民権運動が儒教的な文脈から受容されていたことも考えあわせると、浅野の改革案は会館発起人たちの理念と単純に対立するものでもなさそうである。この問題について、次稿で論じることとしたい。

注

- [1] 史料は全て通用の字体に改め、適宜句読点、濁点半濁点を加えた。下線による強調も全て筆者による。書誌情報は戦前に刊行した歴史資料の刊行年は和暦を、戦後に刊行したものは西暦を用いた。
- [2] この他、重要なものとして浅見雅男『華族誕生——名誉と体面の明治』（リポート、1994年、後に中公文庫、1999年、講談社学術文庫、2015年）、小田部雄次『華族』（中公新書、2006年）、西尾林太郎「明治初年における華族結社の成立とその思想」（『北陸法学』1巻1号（1993年））、澤大洋「英国華族留学生と会話社・通款社の創建及び華族会館の成立」（東海大学外国語教育センター異文化交流研究会編『日本の近代化と知識人——若き日本と世界Ⅱ——』東海大学出版会、2000年）などがある。学習院の歴史に関しては、学習院百年史編纂委員会編『学習院百年史 第一編』（学習院、1981年）、浅見雅男『学習院』（文春新書、2015年）がある。
- [3] 刑部前掲書、251頁。
- [4] 久保前掲書、250, 251頁。
- [5] 大久保前掲書、242, 243頁。
- [6] 大久保前掲書、173～176頁、久保前掲書、13頁。
- [7] 秋月種樹稿・河崎実文校正『華族会館創設事略』（明治22年）1, 2頁、『尾崎三良自叙略伝』上巻（中央公論社、1976年）144頁。
- [8] 霞会館華族資料調査委員会編『華族会館誌』上巻（霞会館、1986年）6, 7頁。
- [9] 同上、10頁。
- [10] 前掲『華族会館創設事略』15頁。
- [11] 福地惇「史料紹介 伊達宗城日記（明治6・8・19～7・8・19）及び手記「議事院端緒より密議留」（明治6・11・4～7・9・10）」（『年報近代日本研究3 幕末・維新の日本』山川出版社、1981年）306, 307頁。
- [12] 刑部前掲書、227, 228頁。
- [13] 福地前掲「史料紹介 伊達宗城日記」367～369頁。
- [14] 『華族会館誌』上巻、16～19頁。なお2月付の会館発起人連署の会館設立「主意書」ではさらに議会を表す記述が削除ないし改訂されたことについて、刑部前掲書、235頁。
- [15] 『華族会館誌』上巻、20～27頁。
- [16] 久保前掲書、24, 25頁。
- [17] 『華族会館誌』上巻、38～40頁。
- [18] 『米欧回覧実記』五編、160, 161頁、齋藤毅『明治のこぼれ』（講談社学術文庫、2005年）169, 170頁。
- [19] 『華族会館誌』上巻、明治7年12月21日の条では、日本の「国体」を欧州諸国でいうところの「君民同治」に近いとした上で、「今本邦ノ貴族タルモノハ予メ共和政治ヲ唱ユルノ徒ヲ防禦シテ国体ヲ維持スルヲ以テ至要トスベシ」という議決をした（79頁）。これは後述するように「見込書」による統制を受けた後という事情が大きく影響しているように思われる。
- [20] 『華族会館誌』上巻、30, 31頁。
- [21] 『華族会館誌』上巻、40～42頁。

- [22] 刑部前掲書, 238~241 頁, 久保前掲書, 27~29 頁
- [23] 久保前掲書, 29 頁。
- [24] 日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』八(東京大学出版会, 1969 年覆刻) 393 頁。
- [25] 華族会館では, 明治7年12月21日に, 加藤が会館を去ったことについて11月8日の『日新真事誌』がスキヤングラスに書き立てたことを議事で取り上げている(『華族会館誌』上巻, 77~79 頁)。
- [26] 久保前掲書, 81, 82 頁。
- [27] 『華族会館誌』上巻, 153 頁。
- [28] 大久保前掲書, 241, 242 頁。
- [29] 刑部前掲書, 238~240 頁, 久保前掲書, 28 頁。
- [30] 福地前掲「史料紹介 伊達宗城日記」388 頁。
- [31] 刑部前掲書, 238, 239 頁。
- [32] 『華族会館誌』上巻, 118~120 頁。
- [33] 『華族会館誌』上巻, 101 頁。
- [34] 『華族会館誌』下巻, 579~585 頁。
- [35] 浅見前掲『学習院』36, 37 頁。
- [36] 『華族会館誌』上巻, 32~35 頁。
- [37] 『加納久宜全集』(子爵加納久宜遺稿刊行会, 大正14年) 635, 643, 645 頁。
- [38] 『岩倉具視関係文書 岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵』(マイクロフィルム版) 北泉社, 1992 年, 「大原立花学校用覚」。
- [39] 渡辺に関しては瀧井一博『渡邊洪基』(ミネルヴァ書房, 2016 年) を参照。
- [40] 渡辺と岩倉が帰国後にも交渉があったことについて, 同上書, 70 頁。
- [41] 『学習院年報』第三(学習院アーカイブズ蔵)。なお同史料は『学習院百年史』第一編に掲載されたが, 「学習院ノ目的タル……同ラズ」の文言は省略されている(110 頁)。
- [42] 石黒忠恵『懐旧九十年』(博文館, 昭和11年) 196, 197 頁(『学習院百年史』第一編, 115, 116 頁に再掲)。国立公文書館には, 立花種恭から東久世通禧に宛てた, 作成年不明の「[C. スペンサー著体操学総論(抄訳)]」なる史料が残っている(請求番号 雑01229100)。これは Charles Spencer, *The modern gymnast*, London: Frederick Warne, 1866. からの翻訳で, 「体操ノ利益」を述べたものであるが, 石黒の講演と関係するものであろう。
- [43] 「華族を武辺に導くの説」は『福沢諭吉全集』第20巻(岩波書店, 1963年) 196~202 頁。福沢が岩倉に提出した経緯は, 『華族会館誌』上巻, 265~270 頁, 石河幹明『福沢諭吉伝』第2巻(岩波書店, 1932年) 486~495 頁および富田正文『考証 福沢諭吉』下(岩波書店, 1992年) 440~442 頁, 中野目徹「徴兵・華族・私学——官庁文書にみる福澤諭吉, 慶應義塾」(『近代日本研究』5, 慶應義塾福沢研究センター, 1988年) に詳しい。
- [44] 久保前掲書, 117~120 頁, 刑部芳則「華族の軍人的役割から見る皇室の藩屏」(『歴史評論』802号(2017年2月) 62, 63 頁, など)。
- [45] 前掲『福沢諭吉全集』第20巻, 197 頁。
- [46] 同上, 199 頁。
- [47] 同上, 198, 200 頁。
- [48] 同上, 200, 201 頁。
- [49] 同上, 201 頁。
- [50] 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第2巻(岩波書店, 2001年) 107, 108, 125, 126 頁。
- [51] 『華族会館誌』上巻, 281 頁。

- [52] 小川原正道『福澤諭吉の政治思想』（慶應義塾大学出版会，2012年）138～141頁。
- [53] 平石直昭「福澤諭吉の戦略構想——『文明論之概略』期までを中心に——」『社会科学研究』51巻1号（1999年），98～101頁。
- [54] 同上。
- [55] 小川原前掲書，145頁。
- [56] 例えば福澤は慶応2年ごろの建白書で国際世論を味方につけて長州のみならず他の諸大名も一気に征服し，幕府の主権を確立して上からの文明化を主張した（平石前掲論文，71，72頁）。周知のように明治維新以降の福澤はこのような主張を大きく転換させた。
- [57] 瀧井前掲書，71～79頁。
- [58] 明治初年にドイツに留学していた青木周蔵は木戸孝允に対し，土地を所有するドイツの貴族のうち「富裕なる者の子弟」が「^{ママ}重に軍職に就き」，国家に貢献していることを指摘して，日本の華士族もドイツの制度に倣うべきだと進言したという（『青木周蔵自伝』（平凡社東洋文庫，1970年）54，55頁）。渡辺もこれに近い考えを持ったのではないだろうか。
- [59] 浅野の渡辺批判については瀧井前掲書，140，141頁に言及がある。浅野の改革案については『華族会館誌』上巻，304頁以下を参照。
- [60] 大久保『華族制の創出』215，216頁。

（かねこ はじめ 順天堂大学非常勤講師）

The Transition of the Educational System at Gakushuin during its Inception and Conflicting Views on Peerage: from the Establishment of the *Kazoku-kaikan* to the First Reform of Gakushuin

Hajime Kaneko

Abstract

Gakushuin was established as a school of the *kazoku* (noblemen) in the Meiji era and developed from the *Kazoku-kaikan*, an organization committed to the acquisition of knowledge for the peers in the upper house of parliament. However, some believed that it was undesirable for the *kazoku* to participate in politics. This paper proposes that the establishment of Gakushuin and the transition of its educational system was representative of the conflicting views on the nobility and provides further analysis on this proposal.